

2ページに戻りますが、公的年金課税に関する議論のポイントの2つ目といたしましては、高齢世代内における公平をどう考えるかということでございます。高所得者である高齢者に対して年金の給付を制限すべきとの考え方がありますが、それと課税との関係をどう考えるかということでございます。年金の中でも高所得である高齢者に対しては、むしろ給付を制限するべきではないかというような意見もありますので、そういうふうなやり方でいくのか、そうではなくて、むしろ課税一本でいくのか。まずは支給をして、むしろ課税できちんと対処すべきではないかというような見方もあるわけでございますけれども、その辺をどう考えるかということでございます。

それから、年金課税の見直しに当たっては、低所得の高齢者に対する配慮が必要ではないかということでございます。細かい箇所は飛ばします。

それから、3つ目の論点につきまして、今まで老齢年金の問題だけを言っておりましたが、遺族年金などについては、年金給付として支給された金銭を標準として公租公課を課することは禁じられております。12ページの資料7でございますが、厚生年金保険法と国民年金法の規定を掲げております。共済法などにも全部このような規定がございますが、例えば厚生年金保険法の場合には、41条で、「租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することはできない。ただし、老齢厚生年金については、この限りではない」という規定があります。

「支給を受けた金銭の標準として、課することはできない」の中の、「標準」というのは、税の世界で「課税標準」という言葉がございますが、そこを対象にして税を課するという意味でございます。その公租公課を課することはできないことで、非課税だということを言っております。これが今後ともそのままやっていけるのかどうかというのが議論のポイントかと思います。

あと参考でございますけれども、その他、現在の老齢年金からは介護保険料の特別徴収を行っておりますけれども、その対象を広げられないかというような要望がございます。現在のところは、介護保険料の特別徴収は、老齢年金のみに限っているということでございます。

そのほか、これは企業年金との関係でございますが、今まで拠出段階の社会保険料控除や事業主の損金算入、出口、給付段階における公的年金等控除あるいは非課税の話をしましたが、企業年金におきましては、その途中の運用段階における運用資産、積立金に対する課税であります特別法人税があります。これは先ほどの企業年金の方の参考資料1－2「企業年金等関係資料」の45ページでございますが、厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、適格退職年金については、原則として、積立金に対しまして1.173%の特別法人税がかかっています。これは現在凍結されておりますけれども、出口の課税の強化を行った場合には、中途段階における特別法人税の取扱いをどう考えるかということであります。私どもとしても、そろそろこれは廃止の方向ではないのかなというふうに考えております。それについてのご議論をお願いできればと思っております。

以上でございます。

○ 宮島部会長

それでは、堀さんの分も併せて紹介をしてください。

○ 高橋総務課長

堀委員から出されております公的年金関係の税制について、いただいた意見をご紹介いたします。資料3、2ページでございます。

第2の「税制」でございます。まず公的年金等控除につきましては、見直しが必要だということがありまして、その理由として、①高齢者が働いて得た給与と比べて不公平。②65歳未満の年金課税は給与所得課税とほぼ同じであるが、経費の概算控除という給与所得控除の意味は公的年金にはない、③拠出段階で社会保険料控除を認めている、④介護保険料、国民健康保険料等他の制度に悪影響を及ぼしている、ということであります。

その他の論点といたしまして、高所得者の年金を減額・不支給とすべきとの議論があるが、むしろ公的年金等控除を見直すことによって対応すべきということです。この所得制限導入反対の理由につきましては、同じ額の保険料を同じ期間拠出した2人について、老後の所得・資産によって、一方は全額支給し、他方は減額・不支給とするのは、①保険料拠出意欲をなくし、②自助努力によって老後に備えた者を不当に差別するものであり、社会保険としての意義をなくすと、こういう理由で所得制限反対であるということでございます。

それから、社会保険料控除によって所得税・住民税の課税ベースが狭くなっているという議論があるが、公的年金等控除の見直しによって公的年金額の多くを課税対象とすれば、この問題は解決できる、公的年金等控除の見直しに伴う増税分は、基礎年金国庫負担率引上げの財源にすべきだというご意見でございます。

それから、2番目に、遺族年金・障害年金につきまして、寡婦・障害者についての配慮は必要であるが、寡婦（寡夫）控除・障害者控除と統合するなど、非課税措置以外の方法もあり、遺族・障害者が働いていた給与との公平の観点から、寡婦（寡夫）控除・障害者控除と統合する方が合理的。

こういうご意見をいただいております。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。初めに申し上げましたように、年金、特に公的年金に係る税制の問題は、これまで何度か議論してまいりまして、意見書を既にいただいたりしていることもあります。今日は総括的に公的年金と税制の関係の問題につきましてまとめていただいたわけでございますが、論点は2ページのところで提示をしてあります。堀委員の意見も含め、最後の4番については、既にいくつかご意見をいただいたところでございますが、何かご質問なり、ご意見があれば、改めて伺っておきたいと思います。

先ほどの企業年金の議論の際に、特別法人税をどうするかという議論がございました、その際、給付時課税原則というような観点から見直したらどうかという意見もございました。そういう点も含めて、企業年金にわたる話でも結構でございますので、何かございましたらお願いいいたします。小島委員、どうぞ。

○ 小島委員

時間もありますので、簡単に結論だけ申し上げます。2ページに議論のポイントがありますけれども、特

に老齢年金の課税問題についてこれまで何度も何度か意見を述べておりますが、基本的にはこれは見直す必要があるだろうと思っております。どこを具体的に見直すかというのはなかなか難しい問題がありますけれども、やはり現役労働者の給与所得控除をにらみながら検討すべきではないか思っております。

そこで課税見直しで出てきた税収については、当然年金財政に繰り入れるというのが前提であろうというふうに思っております。今後、基礎年金の財源等の一部にも充てることも考える必要があるのではないか。こうすれば、年金受給者も、今の公的年金を支えていくということにもつながってくるのではないかと思っています。それが1つです。

2ページにあります③の遺族年金の課税問題をどう考えるかについてです。ご説明ありましたように、現在は遺族年金、障害年金については非課税扱いとなっております。基本的には、所得税の総合課税という観点を基本に据えた場合に、初めから非課税扱いということをどう考えるかという問題があります。遺族年金について検討する際には、遺族年金受給者の生活実態、所得実態等を把握する必要があるのではないかと思います。

最後の企業年金の運用段階の特別法人税について、これも私どもとしては従来から主張しておりますとおり、廃止すべきだというふうに思っておりますので、そこは付け加えておきます。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。ほかには例えば、アメリカでは年金の税収は、内国歳入法典の中でトラスト資金に組み入れるという考え方、日本で言えば、目的税、特定財源税的な発想をしているわけですけれども、日本において年金課税増収分の使い方の論拠等についても何か議論があれば伺っておきたいと思います。ほかの点でも結構です。いかがでしょうか。

○ 岡本委員

議論がもとに戻ってよろしゅうございますか。私のペーパーの補足ということでお願いしたいのですが、支払保証制度につきまして、私はモラルハザードを起こすのでむしろ反対であると申し上げました。小島委員からのご説明に反対するので申し訳ないのですけど、補足ということでお聞きいただきたいと思います。

セーフティネットをどうつくるかということですが、公的な制度のセーフティネットと私的な制度のセーフティネットというのは、基本的には区別して議論すべきだというふうに考えておるわけです。確定給付の企業年金につきましては、労使の理念というものがあって、その合意の下でつくり上げているというような背景が1つありますから、ベネフィットや給付利率等々についても全部違います。そういう意味で、同じ企業年金といつても、内容は個々ばらばらであるというのが実態であります。

そういう中で、数年前に企業年金会計が導入されまして、積立不足の償却を労使で一生懸命やっているとか、あるいは現下であれば利差損の償却を一生懸命やっているということで、労使は自分たちの責任で確定給付企業年金の維持に取り組んでいるという状況であります。そういう意味では、確定給付企業年金の性格というのは、基本的には自己完結的で自己責任を貫徹すべき制度であり、軽々に横断的なセーフティネット

をつくるというのは、性格上あまりなじまないと思っておりまして、反対であると申し上げました。ペーパーには書いておりませんが、補足させてもらってご理解ちょうだいしたいと思います。

以上でございます。

○ 宮島部会長

わかりました。今日は場合によっては時間を延ばしてもいいと思っていましたのですから、もう一度戻りまして、公的年金と税制との問題について、何かご意見があれば、杉山委員、それから、翁委員。

○ 杉山委員

税制の方なんですけれども、ペーパーの1ページにあるように、「方向性と論点」の整理で、「世代間の公平や高齢世代内容の公平の視点に立って公的年金に対する課税を見直すべきではないかという意見」に関しては、私どもも何度かペーパーを出して申し上げている次第です。年金制度に還元するという方向でいいと思うんですけども、せんだっても、合計特殊出生率がまた下がって過去最低になったというようなこともございますので、現役世代の子どもを育てるに当たっての負担というものを考えていくということは必要ではないかと思っております。そのあたりも考えていければなというふうに思っております。

以上です。

○ 宮島部会長

今のご趣旨をもう一度お願いできますか。申し訳ありません。

○ 杉山委員

年金制度に還元ということなんですけれども、子育て支援や次世代支援というものに関しても見ていくということが選択肢としてはあるということです。

○ 翁委員

公的年金控除を縮減して、これを財源としていくということに関しては、3分の1から2分の1に引上げるための対応としては、その財源として有力な手段かなというように思います。次の財政再計算への対応ということを考えれば、こういったやり方というのは同一世代の中での所得再分配にも資しますし、税の方から考えると、所得税の課税ベースが少し上がるという面もあると思います。ただ、将来的な制度設計として考えた場合には、例えばスウェーデン方式のように国庫負担は最低保障の部分にやっていくような形がいいのかとか、または基礎年金というものをどう位置付けていくのか、税方式でやるのか、財源はどうするのか、などにも非常に密接に絡む議論だと思いますのでまた別途の議論が必要ではないかと思っております。

○ 宮島部会長

長期的な視点での位置付けをも同時に考えておくということになりますね。

○ 吉武年金局長

先ほどの杉山委員のご指摘ですが、実は配偶者特別控除が今年から段階的に縮小になっております。その際に、与党協議の中で、配偶者特別控除の縮小で1兆円近い課税増が生じますけれども、その一部の2,500億円程度を16年度予算で措置をして、児童関係あるいは育児支援関係に充てるという合意ではできておりま

す。ただ、これを16年度予算に本当にどうするかというのは、まさにこれからの議論であります、育児支援関係は相当大きな金額の増要素が16年に向けては出てきておるということです。来年度予算編成も非常に大変でしょうから、その与党合意が現実にどういう形で実現するかというのは、むしろこれからの議論になるだろうという印象です。

○ 宮島部会長

いかがでしょうか。それでは、今日の公的年金と税制に関する議論はこの程度にいたします。今のところ、私が考えておりますのは、前回もお話をいたしましたように、遺族年金の問題等が残っておりますので各論的な議論をもう一度ぐらいする必要があると思います。各論的なものが終わりました後、秋の取りまとめで一本化するという意味ではないのですが、この年金部会としての意見を包括的にまとめるに当たり改めて委員の方々からは、これまでのすべての各論にわたりまして言い残した点、あるいはその後の議論で出てきた論点についてご意見をいただくつもりでございますので、その際にまたもう一度お願ひをしたいと考えております。

それでは、本日の議事そのものはここで終了させていただきますが、今後のことについて、総務課長から何か連絡事項があれば、お願ひいたします。

○ 高橋総務課長

次回は、遺族年金などの給付に係る各論的な事項についてご議論いただきたいと考えております。開催日時につきましては、私ども実は大変忙殺されておりまして、日程をもう一回内部でよく調整した上で、改めてご連絡申し上げたいと思います。

○ 宮島部会長

それでは、どうもありがとうございました。これにて散会いたします。